

○美幌・津別広域事務組合許認可等事務の

標準処理期間に関する規程

平成12年4月1日
訓令第3号

(目的)

第1条 この規程は、美幌・津別広域事務組合（以下「組合」という。）の所管する許認可等事務の標準処理期間を定め、行政手続の公正の確保及び透明性の向上を図り、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することにより、組合住民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許認可等事務 申請（法令及び条例に基づき、管理者及び消防長又は消防署長（以下「行政庁」という。）の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの）に基づいて処理する事務をいう。
- (2) 処理機関 許認可等事務に係る申請に対する処分を行う事務局及び消防本部又は消防署をいう。
- (3) 標準処理期間 許認可等事務の処理に通常要する期間をいう。
- (4) 経由機関 申請の提出先が、処理機関と異なる機関である場合の当該機関をいう。
- (5) 経由日数 申請が経由機関に到達してから、処理機関に到達するまでに通常要する日数をいう。

(標準処理期間)

第3条 標準処理期間は、法令を根拠とする許認可等事務にあつては別表第1に、条例を根拠とする許認可等事務にあつては別表第2にそれぞれ定めるとおりとする。

(標準処理期間の算定)

第4条 標準処理期間は、申請が処理機関（経由機関がある場合は当該機関）に到達した日から起算して処分をする日までの日数とする。

2 次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

- (1) 組合の職員の勤務時間、休日、及び休暇等に関する条例（平成3年条例第6号）第2条に定める休日の日数
- (2) 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数

（処理機関の責務）

第5条 処理機関は、許認可事務については、別表第1及び別表第2にそれぞれ定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

2 処理機関は、許認可等事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

別表第 1

法令を根拠とする許認可等事務

事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標 準 処理機関 (日)	経由機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)
行政財産の使用許可	地方自治法 第 238 条の 4	事務局 総務課	1		
警戒線通行証の貸与	消防法施行規則 第 48 条第 1 項	消防署 警防課	5		
危険物の仮貯蔵又は 仮取扱いの承認	消防法 第 10 条第 1 項	消防本部 消防課	1 0	消防署	5
危険物施設の設置・ 変更許可	消防法 第 11 条第 1 項	消防本部 消防課	2 0	消防署	1 5
危険物施設の完成検 査	消防法 第 11 条第 5 項	消防本部 消防課	5	消防署	3
危険物施設の仮使用 承認	消防法 第 11 条第 5 項	消防本部 消防課	5	消防署	3
危険物施設の完成検 査前検査	消防法 第 11 条の 2 第 1 項	消防本部 消防課	1 5	消防署	3
予防規程の認可・変 更認可	消防法 第 14 条の 2 第 1 項	消防本部 消防課	1 0	消防署	5
保安検査	消防法 第 14 条の 2 第 1 項	消防本部 消防課	1 5	消防署	5
完成検査済証の再交 付	危険物の規制に関 する政令 第 8 条第 4 項	消防本部 消防課	5	消防署	3
保安検査時期の変更 ・延長	危険物の規制に関 する政令 第 8 条の 4 第 2 項	消防本部 消防課	1 0	消防署	5

別表第 2

条例等を根拠とする許認可等事務

事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標 準 処理機関 (日)	経由機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)
危険物施設の許可書の再交付	組合危険物の規制に関する規則 第 17 条	消防本部 消防課	5	消防署	3
タンク検査済証の再交付	組合危険物関係事務処理規程第 62 条	消防本部 消防課	5	消防署	3
禁止行為の解除承認	組合火災予防条例 第 23 条	消防署 予防課	5		
火災通報の承認	火災予防条例 第 50 条の 2	消防署 予防課	1 8	消防本部 消防課	9
直接通報の承認	組合火災予防条例 第 50 条の 2	消防署 予防課	2 5	消防本部 消防課	9
即時通報・緊急即時通報の承認	組合火災予防条例 第 50 条の 2	消防署 予防課	2 5	消防本部 消防課	9
即時通報等を行う者の登録・更新	組合火災予防条例 第 50 条の 2	消防署 予防課	3 0	消防本部 消防課	9